

スポーツ施設の休館の基準について

大阪府に、下記の防災気象情報のいずれかが発令されている場合、休館と致します。

暴風警報・暴風特別警報

レベル4大雨危険警報・レベル5大雨危険警報

午前8時の時点で発令中 ▶ 午前の部(9～12時)は休館

午後0時の時点で発令中 ▶ 午後の部(13～17時)は休館

午後5時の時点で発令中 ▶ 夜間の部(18～21時)は休館

上記使用区分の途中で発令された場合は、その時点でご利用中止となります。

また、使用区分途中で解除された場合は、施設の安全が確認でき次第、開館致します。

状況により対応が異なりますので、施設職員の指示に従って頂きますよう

宜しくお願い致します。